

労働報酬下限額周知カード及び周知確認書について

令和4年度より労働報酬下限額が適用される契約案件については、下請負者・再委託先事業者を含む従事する方々の一人ひとりに、契約事業者を通して周知カードを配布し、併せて周知確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っていきます。

1. 労働報酬下限額周知カード

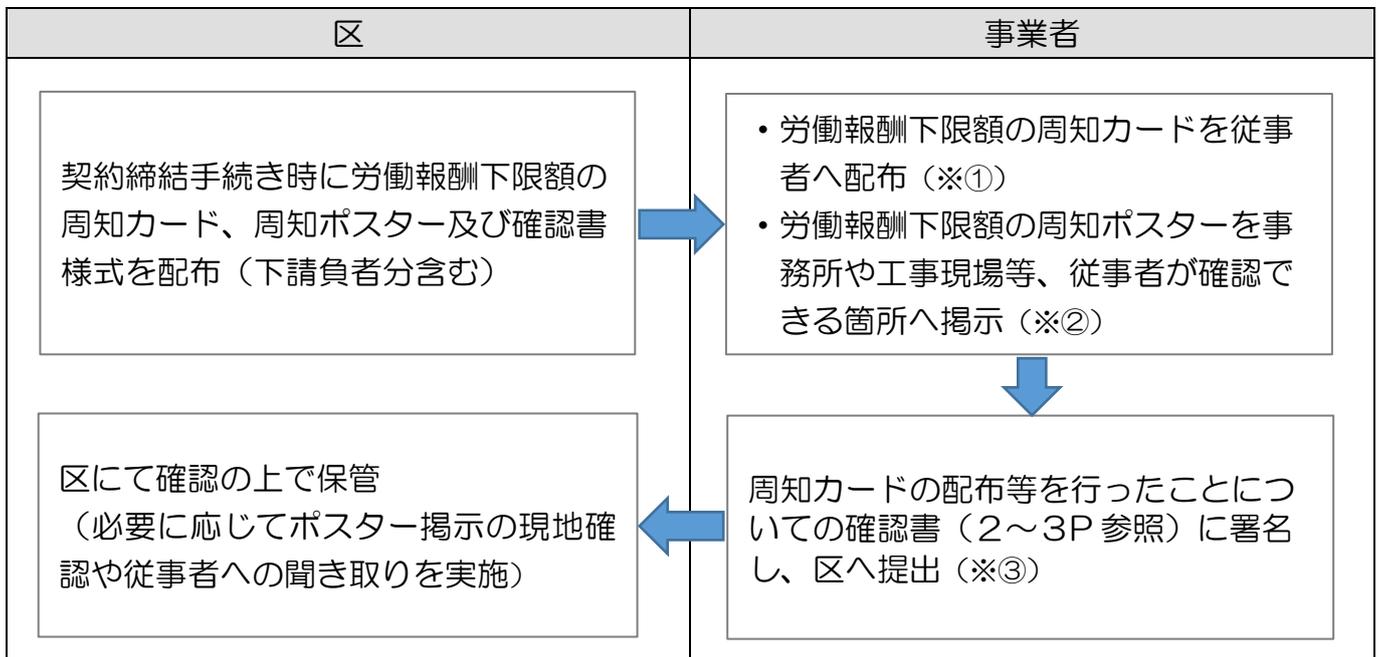
<p style="text-align: center;">あなたの賃金を確認してください</p> <p>この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。</p> <p>◆対象となる方 受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）</p> <p>◆労働報酬下限額（令和4年4月1日発効） 建設工事：東京都の公共工事設計労務単価の85% 委託等：1時間あたり 1,170円</p>	<p>ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。</p> <p>○世田谷区役所 問合せ先 世田谷区財務部経理課公契約担当 電話 03-5432-2965</p> <p>※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください</p> <p>※Please visit the official Setagaya City website for further information. (Scan the 2D code on the right to open the website)</p> 
---	--

(表)

(裏)

※労働報酬下限額は改定になることがあります

2. 運用方法



※① 履行期間中に新たに従事する従事者が増えた場合、当該従事者へも配布

※② 掲示できない、又は掲示しても従事者が確認できない事情（道路工事現場、自宅から従事場所への直行直帰の勤務であり事務所への出社がないものなど）がある場合などは、ポスターの内容を口頭又は書面で従事者へ周知

※③ 下請負者がある場合は事業者（区との直接の契約者）が下請負者分を取りまとめて提出

3. 周知確認書

世田谷区公契約条例における 労働報酬下限額の周知に係る確認書

契約件名	
------	--

I 世田谷区公契約条例における労働報酬下限額の対象である本件について下記を実施しました。

1 労働報酬下限額の周知カードを本件に従事する労働者へ配布した。
又は次に掲げる事項を、書面等によって労働者に周知した。

(1) 世田谷区公契約条例及び労働報酬下限額の対象となる労働者の範囲

- ① 事業者又は下請負者に使用され、賃金を支払われる者
- ② 派遣労働者
- ③ 一人親方

(2) 労働報酬下限額

【工事請負契約の場合】

東京都の公共工事設計労務単価（令和4年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）

【工事以外の契約の場合】（各種業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

1時間当たり1,170円

2 労働報酬下限額の周知ポスターを作業所等の労働者が見やすい場所に掲示した。
又は掲示できない、若しくは掲示しても労働者が確認できない事情があるため、ポスターの内容を口頭又は書面等により労働者へ周知した。

※ポスターが掲示されていることがわかる写真を裏面に貼付又は周知方法を記載

II 世田谷区から労働報酬下限額の周知及び遵守について、聞き取りや賃金資料の提出などの求めがあった場合は協力し、誠実に対応することを誓約します。

年 月 日

世田谷区長 あて

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

連絡先

(表)

※労働報酬下限額は改定になることがあります

労働報酬下限額の周知ポスターについて、実施した項目のいずれかにチェックを入れてください。

- 作業所等の労働者が見やすい場所に掲示した。(掲示場所を記載もしくは掲示されていることが分かる写真を貼り付けること)
- ポスターの内容を口頭で周知した。
- ポスターの内容を書面で周知した。
- その他 ()

【掲示場所記載もしくは写真添付】

(裏)